

FASFが「有価証券報告書の開示に関する事項」を公表

『会計情報』編集部

財務会計基準機構（FASF）は、平成30年3月30日に、「有価証券報告書の開示に関する事項」を公表した。

我が国においては、現在、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と、会社法に基づく事業報告並びに計算書類及び連結計算書類（以下「事業報告等」という。）という2つの開示書類を作成する実務が行われており、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、企業と投資家の建設的な対話を促進する等の観点から、「制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方等を整理」することとされた。

その後、平成29年12月28日に金融庁・法務省が公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」（<https://www.fsa.go.jp/news/29/20171228/20171228.html>）では、有価証券報告書と事業報告等の一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、一定の事項について、ひな形における明確化等の対応を行うこととされた。

財務会計基準機構（FASF）は、金融庁・法務省の要請を受け、有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化を図るうえでの留意点や記載事項について、金融庁・法務省の協力を得つつ、検討を行って来た。今般、その検討を踏まえ、「有価証券報告書の開示に関する事項」を取りまとめ、公表することとしたものとされている。

※平成30年3月30日付けで、金融庁・法務省から公表された『「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について』（<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180330/20180330.html>）においては、「有価証券報告書の開示に関する事項」に掲げられた「作成にあたってのポイント」及び「記載事例」の内容は、関係法令の解釈上、問題ないものと考えられる旨が記載されている。また、金融庁において、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や両書類の一体化を希望する企業へのサポートのため、企業からの共通化等に係る相談を受け付け

る窓口が設置されている。

〈有価証券報告書の開示に関する事項〉の概要〉

■記載の共通化に向けた留意点

1. 「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」（開示府令第三号様式記載上の注意(5)／施行規則第120条第1項第6号）
（作成にあたってのポイント）

○有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」の記載には、事業報告の「直前三事業年度の財産及び損益の状況」の内容が含まれているものと考えられる。

○「1株当たり当期純利益金額」（第二号様式記載上の注意(25)a(h)）については、「1株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる。また、「純資産額」（第二号様式記載上の注意(25)a(e)）及び「総資産額」（第二号様式記載上の注意(25)a(f)）については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられる。

2. 「事業の内容」／「主要な事業内容」（開示府令第三号様式記載上の注意(7)／施行規則第120条第1項第1号）
（作成にあたってのポイント）

○有価証券報告書においては、投資者の理解が容易になる観点から、記載内容が同様である又は重複する他の箇所をまとめて記載したうえで、当該他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされている（開示ガイドライン5-14、24-10）。

例えば、「事業の内容」においては主要な関係会社の名称等を記載することが求められているが、主要な関係会社の名称等を「関係会社の状況」にまとめて記載したうえで、「事業の内容」では、「関係会社の状況」の記載を参照する等の記載を行うこともできると考えられる。

○有価証券報告書においては、提出会社又は関係

会社の事業における位置付け等について、その状況を事業系統図等によって示すことが求められているが、企業の実態に応じて投資者に対してより分かりやすく示す観点から、例えば、バリューチェーンにおける提出会社及び関係会社の位置付けを示す図や表など、事業系統図以外の形式による記載を行うこともできると考えられる。

3. 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」

(開示府令第三号様式記載上の注意(8)／施行規則第120条第1項第7号)

(作成にあたってのポイント)

○有価証券報告書の「関係会社の状況」の記載には、事業報告における「重要な親会社及び子会社の状況」の内容が含まれているものと考えられる。

4. 「従業員の状況」／「使用人の状況」

(開示府令第三号様式記載上の注意(9)／施行規則第120条第1項第2号)

(作成にあたってのポイント)

○有価証券報告書の「従業員の状況」の記載には、事業報告における「使用人の状況」の内容が含まれているものと考えられる。また、有価証券報告書の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」について、実務上、「従業員」という用語を用いて、共通の記載をすることができると考えられる。

○どの範囲の会社に関する状況を記載すべきかに関して、事業報告については、連結計算書類を作成している場合には、企業集団（提出会社及び子会社）の現況に関する事項とすることができるとされているが、これは有価証券報告書の記載事項と調和させたという面があり、株式会社が当該事業年度に係る連結計算書類を作成していることを要件としていることに照らせば、実務上、事業報告の内容としても、連結会社（提出会社及び連結子会社）に関する状況について、共通の記載をすることができると考えられる。

5. 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等

(開示府令第三号様式記載上の注意(14)／施行規則第120条第1項第5号ハからヘまで)

(作成にあたってのポイント)

○事業の譲渡等について業務執行を決定する機関における決定があったときは、当該事業の譲渡等について事業報告の内容に含めなければならないが、有価証券報告書の記載と事業報告の内容との間で開示の要否について相違はないと考えられる。

6. 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況

(開示府令第三号様式記載上の注意(18)／施行規則第120条第1項第2号)

(作成にあたってのポイント)

○事業報告について「主要な営業所及び工場」の状況をその内容とすることが求められているのは、会社が事業を行うための物的施設の状況を明らかにするためであり、その趣旨は、投資目的の観点から設備の状況に着眼した、有価証券報告書の「主要な設備の状況」の記載の趣旨と相違はないものと考えられる。そのため、有価証券報告書における「主要な設備の状況」の記載には、事業報告における「主要な営業所及び工場」の状況の内容を含めることができると考えられる。なお、主要な営業拠点（支店、営業所等）を一括して記載する場合には、欄外にその内訳を記載することが考えられる。

○どの範囲の会社に関する状況を記載すべきかに関して、事業報告については、連結計算書類を作成している場合には企業集団（提出会社及び子会社）の現況に関する事項とすることができるとされている。実務上、事業報告の内容としても、提出会社、国内子会社及び在外子会社について記載すべきこととされている有価証券報告書と共通の記載をすることができると考えられる。

○有価証券報告書において、製造業以外の業種にあっては、開示府令第三号様式記載上の注意(1)bに基づき、開示府令に規定された様式に準じて記載することとされており、例えば、帳簿価額の欄において、「ソフトウェア」を設けるなど、業種の特性に応じた記載ができると考えられる。

7. 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」

(開示府令第三号様式記載上の注意(19)／施行規則第123条第1号)

(作成にあたってのポイント)

○有価証券報告書の「ストックオプション制度の内容」については、付与対象者が役員の場合、その区分及び人数を、事業報告で求められている記載区分（取締役（社外役員を除く。）・社外取締役（社外役員に限る。）・取締役以外の会社役員）に従って記載することにより、事業報告の内容とすべき「新株予約権等に関する事項」のうち、会社役員が新株予約権等を有しているときに記載すべき事項と記載を共通化することができると考えられる。

○有価証券報告書の「ストックオプション制度の内容」における付与対象者の人数について、事業報告で求められている事業年度末時点の人数を付記することで、共通の記載をすることができると考えら

れる。

8. 「大株主の状況」／上位十名の株主に関する事項
(開示府令第三号様式記載上の注意(25)／施行規則
第122条第1項第1号及び第2項)
(作成にあたってのポイント)

○有価証券報告書における「大株主の状況」の記載(10名以上の大株主について記載した場合に限る。)により、原則的には、事業報告の上位10名の株主に関する事項の内容を満たすことができると考えられる。

○種類株式発行会社の場合には、上位10名の株主それぞれについて、保有株式の種類及び当該種類ごとの数を注記することで、記載を共通化することができると考えられる。

○「所有株式数」が、株主名簿における保有株式数(種類株式発行会社の場合には、議決権を有しない株式を含む全ての種類株式の発行済株式数の総数。以下同じ。)と異なっているときは、株主名簿における保有株式数による記載を付記することで、事業報告の内容を満たすことができると考えられる。

9. 「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」
(開示府令第三号様式記載上の注意(36)／施行規則
第121条第2号及び第8号)
(作成にあたってのポイント)

○事業報告の内容とすべき会社役員の「地位」と、有価証券報告書における「役員の状況」の「役名」については、共通の記載をすることができると考えられる。また、事業報告の内容とすべき、会社役員の「担当」については、有価証券報告書における「役員の状況」の「職名」欄又は「略歴」欄に、「重要な兼職の状況」については、有価証券報告書の「役員の状況」の「略歴」欄にそれぞれ記載することができると考えられる。

○有価証券報告書における「役員の状況」の「略歴」欄に記載される役員の主要略歴について、記載事例においては、他の主要な会社の代表取締役就任している場合を例示しているが、他の主要な会社の役員に就任している場合等についても記載することは可能であり、事業報告における会社役員の「重要な兼職の状況」と記載を共通化することができると考えられる。

○定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合には、一般的には、有価証券報告書における「役員の状況」の記載の対象となる役員と事業報告の「会社役員に関する事項」の記載の対象となる役員との間に、当該定時株主総会における役員の異動に

基づく相違は生じないものと考えられる。

10. 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外
役員の重要な兼職に関する事項
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)及び開示ガ
イドライン5-19-2／施行規則第124条第1項第
1号及び第2号)
(作成にあたってのポイント)

○社外役員が他の法人等の業務執行者であること又は他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合において、提出会社と当該他の法人等との関係を事業報告の内容に含めなければならないとされているのは、社外役員が提出会社の社外役員として割くことができる資源及び時間に影響を与え、また、利益相反の問題や独立性の問題が生じ得るためであると考えられる。したがって、その観点から記載すべき「関係」と、有価証券報告書における「人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」については、実務上、共通の記載をすることができると考えられる。

○定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合には、一般的には、有価証券報告書における「役員の状況」の記載の対象となる役員と事業報告の「会社に関する事項」の記載の対象となる役員との間に、当該定時株主総会における役員の異動に基づく相違は生じないものと考えられる。

11. 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／
「社外取締役を置くことが相当でない理由」
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施行規則
第124条第2項)
(作成にあたってのポイント)

○社外取締役を置いていない場合において、事業報告の内容に含めなければならない「社外取締役を置くことが相当でない理由」と有価証券報告書に記載する「社外取締役(中略)を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」については、共通の記載をすることができると考えられる。

なお、この理由の記載にあたっては、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできず、社外取締役を置くことがかえって提出会社に負の影響を及ぼすというような事情を説明する必要がある。

12. 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施行規則
第121条第4号及び第5号並びに第124条第1項第
5号及び第6号)

(作成にあたってのポイント)

○取締役及び監査役の報酬総額については、有価証券報告書の記載を基礎として、社外役員の報酬総額を社外取締役の報酬総額と社外監査役の報酬総額に区分して記載することにより、記載を共通化することができると考えられる。

13. 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

(開示府令第三号様式記載上の注意(38)／施行規則第126条第2号及び第8号イ)

(作成にあたってのポイント)

○報酬等の額については、事業報告の内容とすべき事項としても、有価証券報告書の様式に従って、提出会社及び連結子会社それぞれについて、監査証明業務と非監査業務とに区分して報酬額を記載することで、共通の記載をすることができると考えられる。

14. 財務諸表及び計算書類の表示科目

(財規第17条第1項第7号等／計算規則第74条第3項第1号トからヲまで等)

(作成にあたってのポイント)

○計算規則は、貸借対照表等の資産の部又は負債の部の各項目を更に区分し(計算規則第73条第1項、第74条第1項、第2項、第75条第1項)、区分した後の項目に、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならないとするにとどまり(計算規則第73条第2項)、損益計算書等の各項目についても、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならないとするにとどまっており(計算規則第88条第7項)、計算規則第74条第3項各号、第75条第2項各号において掲げられている「現金及び預金」等の名称自体を各項目における表示科目の名称とすることまでは必要とされておらず、表示科目の配列を規定したものでもない。したがって、会社は、各項目の表示科目について、財規に従った内容の計算書類を作成することができると考えられ、例えば、

計算規則第74条第3項第1号トからヲまでにおいて「商品」、「製品、副産物及び作業くず」、「半製品」、「原料及び材料」、「仕掛品及び半成品」及び「消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品」との名称が掲げられていても、財規第17条第1項第7号から第9号までに掲げられている「商品及び製品(半製品を含む。）」、「仕掛品」及び「原材料及び貯蔵品」を表示科目とすることができると考えられる。

○財務諸表と計算書類において、それぞれの貸借対照表及び損益計算書の表示科目の名称に相違がある場合、両者の表示科目を共通化するためには、表示科目の表示方法の変更を行う必要がある。一体的開示に向けて表示科目を変更する場合には、当該表示方法の変更が、会計事象等を財務諸表により適切に反映するものであれば、当該表示方法の変更は可能であると考えられる(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第13項(2)参照)。また、共通化された表示科目は、財規の規定に従うことが必要と考えられる。

なお、表示科目の共通化にあたっては、会社にとっての個々の表示科目の重要性を考慮したうえで、利用者の判断に必要な情報が開示されなくなるのではないように、留意することが必要と考えられる。

15. 財務諸表及び計算書類の1株当たり情報に関する注記

(財規第68条の4及び第95条の5の2並びに連結財規第44条の2及び第65条の2／計算規則第113条)

(作成にあたってのポイント)

○「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」で用いられている用語である「1株当たり当期純利益」と記載することにより、記載を共通化することができると考えられる。

詳細については、ASBJのウェブページ(https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0314.html)を参照いただきたい。

以上